麻薬

者業務廃止届

免	許	証	の	番	号	第	셤	免許年月日	(有効期間開 年	月始日) 月 日		
業	Ž	答	所	所有	E地							
	3	73	721	名	称							
氏					名							
				の事用月	由日	(該当するものを○で囲むこと) 廃業 ・ 麻薬取扱廃止 ・ 退職 ・ 県外転勤 営業者変更 ・ 死亡 ・ 法人解散 ・ 免許資格喪失 その他 ()						
						(廃止年月日)		年 月	日			
	上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届出します。											
		年		月	日							
						屋	主 所 虽出義務者紀 氏 名	是柄				
和歌山県知事												
				,	保健	所長 殿						

*

麻薬 小売業 者業務廃止届

免	許	証	の	番	号	第	12345	678	号	免許年	月日	(有効期間開始日) ××年 ×月 ×日		
業	ž	-	所	所 在	地	○○市▼▼町××								
*	•	,,,	721	名	称	○○病院								
氏					名	○田△男								
						(該当するものを○で囲むこと)								
	業務廃止の事由及びその年月日 廃業・麻薬取扱廃止・退職・県外転勤 営業者変更・死亡・法人解散・免許資格喪失その他()										資格喪失			
	(廃止年月日)													
	上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届出します。													
○○年 ○月 ○日														
						住					町Δ- △			
	氏 名 ○田△男													
和歌山県知事														
保健所長 殿														

業務廃止により麻薬診療施設、麻薬研究施設でなくなる場合、施設の開設者は麻薬所有届の提出が必要です。

1. 添付書類

①麻薬 * 者免許証 (原本) (*卸売業・小売業・施用・管理・研究)②紛失理由書 (免許証を紛失した場合のみ)

2 記載上の注意事項等

(1) 提出部数

和歌山市内は薬務課へ1部、他は保健所(支所)へ2部(1部はコピー可) 麻薬小売業者及び麻薬卸売業者については保健所(支所)へ1部

- (2) 免許証の番号・免許年月日欄には、麻薬取扱免許証の番号・有効期間の開始年月日を記載すること。
- (3) ※印の空欄には次のうち、何れか該当するものを記入すること。

卸売業・小売業・施用・管理・研究

- (4) 業務廃止の事由及びその年月日の欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載すること。
- (5) 届出者が法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (6) 届出義務者続柄の欄には、届出義務者が死亡(又は解散)した場合のみ記載すること。

3 留意事項

- (1) 届出の期限:事由が発生した日から15日以内。
- (2) 届出義務者: 麻薬取扱者(死亡又は解散の場合は、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する 者又は精算人)

麻薬施用者・麻薬研究者が和歌山県内の他の業務所に異動し、引き続き診療、研究に従事する場合は、免許証 記載事項変更届(変更後15日以内)を提出する。

(3) 麻薬営業者の免許が効力を失った場合(業務所移転等)、麻薬診療施設・麻薬研究施設でなくなった場合は、麻薬所有届(事由が発生した日から15日以内)の提出が必要。

なお、所有麻薬がある場合は、麻薬廃棄届(事前に薬務課・保健所等と打合せ必要)、

あるいは麻薬譲渡届(事由が発生した日から50日以内)を提出し、所有麻薬を処分すること。